

吹田市あかちゃんの駅登録事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、すべての子育て家庭が安心して子どもを生き育てる環境づくりを推進するため、市内の公共施設及び民間施設（以下「施設」という。）のうち、外出中の乳幼児及びその保護者が気軽に立ち寄り、授乳及びおむつ替えができる施設を吹田市あかちゃんの駅（以下「あかちゃんの駅」という。）として登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 あかちゃんの駅を利用することができる者は、授乳又はおむつ替えを目的とする乳幼児及びその保護者に限る。

(登録要件)

第3条 あかちゃんの駅は、次の各号に定める要件を備えていなければならない。ただし、各号に示す設備については、必ずしも同一室内に整備されている必要はない。

(1) カーテンやパーテーション等で仕切られ、利用者のプライバシーが確保された授乳できる設備があること。

(2) ベビーベッド、おむつ替え台その他これらに類するおむつ替えができる設備があること。

2 施設の管理者は、前項の各設備を設置し、利用者の用に供する施設内の場所（以下「提供スペース」という。）について、常に衛生面に配慮し、定期的に清掃を行わなければならない。

(登録の申請)

第4条 あかちゃんの駅として登録を希望する施設の管理者は、吹田市あかちゃんの駅登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは審査を行い、前条の登録要件を満たすと認めるときは当該施設をあかちゃんの駅として登録する。

3 市長は、あかちゃんの駅として登録した施設（以下「登録施設」という。）の管理者に対し、吹田市あかちゃんの駅登録証（様式第2号）及びあかちゃんの駅ステッカー（以下「ステッカー」という。）を交付するものとする。

4 市長は、登録施設について、施設名、所在地、電話番号及び開設時間を記載した一覧表を作成するものとする。

(登録の変更等)

第5条 登録施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は登録した内容を変更するとき又は登録の解除を希望するときは、吹田市あかちゃんの駅登録内容変更・解除届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の登録内容変更の届出があったときは、前条第4項の一覧表を修正するものとする。
- 3 市長は、第1項の登録解除の届出があったときは、登録を解除し、前条第4項の一覧表から削除するものとする。

(登録の解除)

第6条 市長は、登録施設が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、登録を解除することができる。

- (1) 第3条の登録要件を満たさないことが明らかになったとき。
 - (2) 提供スペース内で物品の販売等営利を目的とする行為が行われたとき。
 - (3) その他登録施設として適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項各号の事由により登録を解除したときは、書面により施設管理者に通知するものとする。

(表示等)

第7条 施設管理者は、第4条第3項により市長が交付するステッカーを施設の出入口その他利用者にわかりやすい場所に掲示するものとする。

- 2 施設管理者は、ステッカーを管理するものとする。
- 3 施設管理者は、登録を解除されたときは、解除日以降、ステッカーを掲示してはならない。

(報告の聴取等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、施設管理者に対しあかちゃんの駅の管理状況について報告を求め、又は調査若しくは質問をすることができる。この場合において、施設管理者は正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(利用の制限)

第9条 施設管理者は、あかちゃんの駅の利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を制限し、又は拒否することができる。

- (1) 登録施設の安全性の確保や適正な管理を行う上で支障があると認められるとき。
- (2) 利用者が施設管理者の指示に従わなかったとき。
- (3) その他施設管理上の支障があるとき。

(損害賠償)

第10条 施設の瑕疵若しくは施設管理者又は施設の従業員の行為により利用者に損害を与えたときは、施設管理者はその損害を賠償しなければならない。

- 2 あかちゃんの駅の設置及び管理に関して生じた損害について、市長は一切の責を負わない。利用者又は第三者に与えた損害についても、同様とする。

(広報及び支援)

第11条 市長は、本市ホームページや刊行物への掲載等により、登録施設を広く市民に周知するものとする。

2 登録施設は、商品又は企業広告等に登録施設である旨を表示することができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、あかちゃんの駅の登録に関し必要な事項は児童部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に交付された改正前の吹田市あかちゃんの駅登録事業実施要領第5条第3項に規定するあかちゃんの駅登録証及びステッカーは、改正後の吹田市あかちゃんの駅登録事業実施要領第4条第3項の規定により交付されたものとみなす。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。